

23. 11. 16 埼玉県東部地域振興センター・利根地域振興センター NPO 地域講座 「NPO の税務会計と運営～新しい公共に向けて～」資料の補足

会場でのご質問の回答

(収益事業のうちから除かれる事業としての下記の事例の条文は以下の赤字の部分です。)

- (1) 公益法人等が行う収益事業のうち、その事業に従事する《身体障害者・生活扶助を受ける者・知的障害者・精神障害者・年齢六十五歳以上の者・寡婦等》がその事業に従事する者の総数の半数以上を占め、かつ、その事業がこれらの者の生活の保護に寄与しているものは、収益事業から除く。

法人税法施行令 5 条②二

- (2) 物品販売業から除く

公益法人等がその会員等に対して有償で物品の頒布を行っている場合であっても、当該物品の頒布が当該物品の用途、頒布価額等からみて専ら会員等からその事業規模等に応じて会費を徴収する手段として行われているものであると認められるときは、当該物品の頒布は、物品販売業に該当しない。また、バザーなど年に1、2回程度開催されるものは、物品販売業に該当しない。

法人税法基本通達 15-1-10 (5)

- (3) 実費弁償による事務処理の受託等は請負業から除く

公益法人等が、事務処理の受託の性質を有する業務を行う場合においても、当該業務が法令の規定、行政官庁の指導又は当該業務に関する規則、規約若しくは契約に基づき実費弁償（その委託により委託者から受ける金額が当該業務のために必要な費用の額を超えないことをいう。）により行われるものであり、かつ、そのことにつき、あらかじめ一定の期間（おおむね5年以内の期間とする。）を限って所轄税務署長の確認を受けたときは、その確認を受けた期間については、当該業務は、その委託者の計算に係るものとして当該公益法人等の収益事業としない。

法人税法基本通達 15-1-28

- (4) 出版業から除く

特定の資格を有する者を会員とする法人がその会報その他これに準ずる出版物を主として会員に配布するために行なうもの及び、学術、慈善その他公益を目的とする法人がその目的を達成するため会報をもつばら、その会員に配布するために行なうものは、出版業から除く。

法令 5①一二かっこ書き

- (5) 慈善興行業は興行業から除く

チャリティーショー、アマチュアスポーツ大会、素人演芸会など催物に係る純益の金額の全額が教育、社会福祉等のために支出されるもので、かつ、当該催物に参加し又は関係するものが何らの報酬も受けない、いわゆる慈善興行に該当することにつき所轄税務署長の確認を受けたものは、興行業に該当しない。

法人税法基本通達 15-1-53

- (6) 収益事業である技芸の教授に該当しないもの

技芸の教授のうち収益事業に該当するものは、洋裁、和裁、着物着付け、編物、手芸、料理、理容、美容、茶道、生花、演劇、演芸、舞踊、舞踏、音楽、絵画、書道、写真、工芸、デザイン（レタリングを含む）、自動車操縦若しくは小型船舶の操縦の教授のうち一定のものとして限定列挙されたものである。したがって政令で限定されている技芸以外の技芸、たとえばパソコン、語学塾、一般教養、囲碁、将棋、珠算、専門知識などの教授をNPO法人が行っても収益事業に該当しない。

法人税法施行令 5 条①三〇